

令和6年度「浜松市高齢者活躍宣言事業所」を募集します

本市では、「70歳現役都市・浜松」共同宣言に基づき、誰もが70歳になっても現役を続けられる都市を目指し、「就労環境整備」「社会参加支援」「健康増進」を3つの柱として高齢者活躍の推進に取り組んでいます。

このたび、前年度に引き続き、市内企業における高齢者雇用の促進を図るため、70歳になっても働くことができる環境を整え、高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業所の募集を行い、「浜松市高齢者活躍宣言事業所」として認定し、公表します。

現在、累計124社の事業所が「浜松市高齢者活躍宣言事業所」に認定され、高齢者が活躍できる「70歳現役都市・浜松」の実現に向け着実に歩みを進めています。

つきましては、事業の周知について、ご協力をお願いいたします。

1 募集期間

令和6年7月1日（月）～7月31日（水）

2 対象事業所

高齢者雇用の推進に積極的に取り組み、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う国及び地方公共団体以外の事業主

3 主な認定申請要件

- (1) 令和6年4月1日現在において、1年以上浜松市に所在していること。
- (2) 高齢者の能力発揮・職域拡大に努め、又は就業の場における高齢者の活躍の推進に積極的に取り組み、70歳以上の者の就労が満70歳になった日を起算日として11カ月以上可能であること。
- (3) 浜松市公式就職情報サイト「浜松就職・転職ナビJOBはま!」の事業者登録をしていること。
- (4) 市税を完納していること、又は市からの徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。

4 応募方法

- | | |
|-----|---|
| 方法1 | 浜松市ホームページから申請フォームを入力、 <u>必要書類※の③</u> を添付して申請 |
| 方法2 | 浜松市ホームページから様式をダウンロード・記入し、 <u>必要書類※のすべて</u> を産業振興課へ持参または郵送 |

必要書類※ ①認定申請書 ②取組み報告書 ③就業規則の写し

5 認定後

認定を受けると、以下の特典が受けられます。

- 事業所のイメージアップ（認定マークの使用、浜松市ホームページや「JOBはま！」サイト内で取組紹介）
- 市が発注する建設工事、物品購入、業務委託における優遇措置
- 市主催の就職イベント等における出展優遇措置
- 浜松市ホームページ等における認定事業所の周知
- 浜松市奨学金返還支援事業における優遇措置（※企業負担割合の軽減）

【認定マーク】

